

令和2年10月1日

登録事業者 各位

入札・契約手続き等における健康保険被保険者証の  
提出に係る取り扱いについて

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）により、令和2年10月1日から健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務以外の目的で告知を求めることを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。

このことから、入札・契約手続き等において健康保険被保険者証の写しを提出いただく場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号をあらかじめ黒く塗りつぶすなどマスキングを施していただきますようお願いします。

健康保険被保険者証の写しを提出いただく主な手続き

- ・工事案件の入札参加申請時に行う配置予定技術者の雇用確認

【問い合わせ先】

江戸川区総務部用地経理課契約係

電話：03-5662-1005（直通）